

重大な消防法令違反のある建物の公表制度創設について

1 政令市以外では千葉県内で初めての制度創設

重大な消防法令違反のある建物の名称や所在地、違反内容をホームページ等で公表する制度を創設するため、松戸市火災予防条例の一部を改正しました。

条例の施行日は平成 29 年 4 月 1 日です。

県内の制度創設は、政令指定都市の千葉市以外では初となります。

2 目的は法令違反をいち早く公表し、火災被害を未然に防ぐこと

公表制度の目的は、消防法令に関する重大な違反のある建物について、その法令違反の内容をいち早く利用者等へ公表することにより火災被害を未然に防ぎ、あわせて建物の関係者による自発的な改善を促していくこうとするものです。

消防法令に関する重大な違反のある建物について、消防機関が是正に係る命令を行った場合、建物等にその旨を公示しますが、必要な手続きに相当の時間がかかり、その間建物の危険性に関する情報が建物利用者等に提供されない状況にならないように、総務省消防庁の助言に基づいて構築する制度です。

3 制度の概要

(1) 公表の対象となる建物

火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店や福祉施設等の建物。

(2) 公表の対象となる重大な消防法令違反

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められたもの、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であると認められたもの、設置されているが機能に重大な支障があると認められたもの。

(3) 公表までの流れ

消防機関の立入検査により公表の対象となる重大な消防法令違反があると認められ、立入検査の結果を通知した日から 14 日経過した日において、なお、その違反がある場合に当該建物の関係者に公表の通知をし、公表します。

(4) 公表事項及び公表方法

違反のある建物の名称、所在地、違反の内容等を松戸市消防局ホームページへの掲載、消防局及び消防署における紙面での閲覧により公表します。

4 ホームページでの公表のイメージ

公表されている重大な消防法令違反のある建物一覧

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		公表日	その他消防長が必要と認める事項
		違反指摘事項	違反の位置等		
松戸〇〇ビル	松戸〇〇番地 (地図情報リンク)	スプリンクラー設備 未設置	防火対象物全体	平成〇年〇月〇日	改修工事中

5 期待される効果

東京消防庁では、平成 23 年 4 月 1 日から独自の公表制度を実施しており、重大違反 474 棟について、公表後約 76%にあたる 360 棟が是正済となっていることや是正までの期間が約 25%短縮した等の統計があります。

横浜市消防局では、平成 26 年 10 月 1 日から公表制度を実施しておりますが、平成 26 年度当初把握していた 76 対象物のうち 74%にあたる 56 対象物が是正済等の統計があります。

千葉市消防局では、平成 27 年 4 月 1 日から公表制度を実施しておりますが、公表の対象となる重大違反の約半数が改善した等の統計があります。

本市におきましても、公表対象となる建物の関係者に、あらかじめ制度創設についての説明を早い段階からしていることもあり、実際に制度が始まるなどを改めて周知することが早期の自発的改善につながる効果は大きいと考えております。

6 松戸市の制度の特徴

公表の対象となる法令違反の内容について、既に制度を開始している多くの消防本部が設備未設置のみを対象としているのに対し、松戸市ではこれに加えて設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であると認められたもの、設置されているが機能に重大な支障があると認められたものも対象にしています。

7 公表対象となる建物の数

松戸市内で制度施行後に公表対象となる建物の数は、平成 28 年 4 月 17 日時点で 37 施設です。

【問い合わせ先】

消防局予防課 ☎ 047-363-1114